

沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県税事務所の窓口、コールセンター及びバックオフィス等業務（以下「業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、本契約の定めるところにより業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条 乙は、別添「沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング仕様書（以下「仕様書」という。））に基づき業務を行うものとする。

2 県税の収納事務の委託については、別途、甲乙間で「沖縄県県税収納事務委託契約（以下「収納事務委託契約」という。）」を締結する。

3 軍証紙月割還付金の支出事務の委託については、別途、甲乙間で「軍証紙月割還付金支出事務委託契約（以下「支出事務委託契約」という。）」を締結する。

（業務の履行場所）

第3条 乙が行う業務の履行場所は、以下のとおりとする。

名 称	所 在 地
沖縄県那覇県税事務所	那覇市旭町116番地37（沖縄県南部合同庁舎 2 階・3 階）
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原 1 丁目 6 番34号（沖縄県中部合同庁舎 1 階）
沖縄県自動車税事務所	浦添市字港川500番地10

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和9年2月1日から令和12年1月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、金_____円（うち消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額_____円を含む。）とする。

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

令和8年度 _____円（うち消費税等の額_____円を含む。）

令和9年度 _____円（うち消費税等の額_____円を含む。）

令和10年度 _____円（うち消費税等の額_____円を含む。）

令和11年度 _____円（うち消費税等の額_____円を含む。）

なお、月ごとの支払額は、別紙1「支払内訳書」のとおりとする。

2 前項に規定する消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 第1項の契約金額には、第2条第2項の収納事務委託契約及び同条第3項の支出事

務委託契約の委託料を含むものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定によるものとする。

(業務の調査等)

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、業務の処理状況について、調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(業務の変更等)

第8条 甲は、必要があると認める場合には、業務の内容を変更し、若しくは業務を一時中止し、これを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(業務の報告及び検査等)

第9条 乙は、仕様書に定める報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、補正すべき点又は履行が不完全で補完が必要な点が生じたときは、甲の指示により遅滞なくこれを補正又は補完しなければならない。

4 乙は、業務の運営に当たり、常に甲と連絡を密にし、円滑な業務の実施と必要な業務の改善に努めなければならない。

(契約金額の請求)

第10条 乙は、1か月（月の初日から末日までの期間をいう。）ごとに、契約金額の支払いを甲に請求することができる。

2 乙は、前項の規定により請求をする場合は、請求の対象となる期間に行われた前条第1項に定める検査に合格していなければならない。

(契約金額の支払い)

第11条 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとする。

(監督責任者、総括責任者及び担当者等)

第12条 甲は、第3条に定める業務の履行場所ごとに、業務に係る監督責任者及び監督補助者（監督責任者がやむを得ない事情により事務を行うことができない場合、代替して事務を行う者をいう。）を選任し、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 乙は、第3条に定める業務の履行場所ごとに、業務の管理を行う総括責任者及び副責任者（総括責任者がやむを得ない事情により事務を行うことができない場合、代替して事務を行う者をいう。）を定め、書面をもって甲に通知するとともに、履行場所に常駐のうえ業務の指揮監督に従事させなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

3 乙は、各履行場所において乙の従業員（以下「担当者」という。）を業務に従事させるときは、個人情報等の保護を図るため、当該担当者の名簿を甲に提出しなければ

ならない。担当者を変更したときも、同様とする。

4 乙は、全ての履行場所を統括管理する管理者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

5 乙は、総括責任者、副責任者及び担当者（以下「従事者」という。）が休暇等で不在となるときは、業務に支障のないよう措置しなければならない。

6 甲は、本契約の履行に関する注文者としての注文・指示等は、乙の管理者又は総括責任者（総括責任者がやむを得ない事情により事務を行うことができない場合は、副責任者）に対して行い、緊急の場合を除き、乙の担当者に直接行ってはならない。

（労働関係法令の遵守）

第13条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

（甲の管理する施設への立入り）

第14条 乙は、甲の事前の了解及び指示に従い、業務を履行するために必要な範囲内において甲が管理する施設に立ち入ることができる。

2 前項の場合において、乙は、常に身分を示す証票を携帯しなければならない。

（甲の管理する施設等の貸与）

第15条 甲は、仕様書に定める乙が用意するものを除き、乙に、業務の履行に必要な甲の施設及び機械器具等（以下本条において「施設等」という。）を無償で貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定による施設等を業務の履行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的のために使用してはならない。

3 乙は、甲の指示に従い、施設等を適切に使用するとともに、使用する必要が無くなった場合は速やかに原状に回復させ、甲に返却しなければならない。

（報告義務）

第16条 乙は、仕様書に示す方法以外の方法で業務を処理することが必要と認められるとき、及び本契約の履行に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示に従うものとする。

2 前項の規定は、業務の処理上重大な事故があったときも適用する。

（帳簿等の整備及び保存、経営状況の報告）

第17条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて、実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

4 甲は、必要に応じ、乙に経営状況の報告を求めることができる。

（立会、監督）

第18条 甲は、必要があると認める場合は、甲の職員を業務に立会わせ、乙の履行状況を

監督させることができる。

(再委託の禁止)

第 19 条 乙は、業務の処理を他に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、本件業務の一部を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託する（以下「再委託」という。）場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託された個人情報及び秘密情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「再受託者」という。）に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条、第 67 条、第 176 条及び第 180 条の適用を受けることの説明

(2) 必要かつ適切な監督

(3) 本契約及び情報セキュリティ特記仕様書等において乙が負う情報セキュリティ対策、秘密保持、目的外利用禁止、複写複製の禁止、事故発生時の報告及びデータ消去等に関する義務と同等の義務を、再受託者に対しても課すこと。

3 前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に委託する場合、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 20 条 乙は、本契約によって生じる権利、義務を甲の承諾を得ないで第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

2 甲は、乙による業務の継続的な履行に支障が生じた場合であって、本条の規定を適用することにより、本契約を維持したまま業務を継続的に履行することが可能となる場合は、乙と協議の上、本契約上の権利又は義務を第三者に譲渡させることができる。

(秘密の保持)

第 21 条 乙は、本契約の履行により知り得た甲の情報及び納税者・職員等の個人情報等を他に漏らし、又は本契約の履行以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、従事者に前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 乙の秘密保持義務は、本契約が終了し、又は解除された後においても継続する。

4 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第 22 条 乙は、本契約の業務の内容を他の用途に使用してはならない。

2 乙は、本契約の業務の内容を第三者へ提供又は使用させてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 23 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、甲が提供した資料等の全部又は一部の複写、複製をしてはならない。

(情報セキュリティ対策)

第 24 条 乙は、情報セキュリティ対策を適切に講じることとし、契約期間中は I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を保持しなければならない。

2 乙は、本契約に基づき業務を遂行するに当たって、個人情報の保護に関する法律、「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」（以下「情報セキュリティポリシー」と総称する。）に定める事項を遵守しなければならない。

3 乙は、業務の遂行に当たって、情報セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともに、情報セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施しなければならない。

4 乙は、その他情報セキュリティ対策に関して、別紙 2-2「情報セキュリティ特記仕様書」を遵守しなければならない。

（事故等の報告及び対応）

第 25 条 乙は、業務の履行に当たり事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、業務の履行に当たり事故等が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、業務に関して事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公開することができる。

（苦情処理）

第 26 条 乙は、履行した業務に関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めるとともに、直ちに甲に報告しなければならない。

（日常モニタリング）

第 27 条 乙は、日々の業務が終了した際に業務日誌を記載しなければならない。

2 乙は前項の業務日誌を甲の指定した期間ごとに提示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲が業務日誌の提示を求めたときは、乙は速やかに提示しなければならない。

4 甲は業務日誌の提示があったときは、内容を確認し、又は必要に応じて実地に確認を行う。甲は、確認の結果、改善を要する業務内容があったときは、総括責任者に是正の指示を行わなければならない。

（定期モニタリング）

第 28 条 乙は、月ごとに別紙 3 の自己点検シートにより自己点検を行い、速やかに甲に自己点検シートを提出しなければならない。

2 甲は前項の自己点検シートの提出を受けたときは、速やかに確認の上、評価しなければならない。

3 甲は前項の確認を行う場合で、必要があると認められるときは、実地に確認を行うことができる。

（業務改善モニタリング）

第 29 条 甲は前条の定期モニタリングの結果、業務改善が必要であると認めたときは、乙

に口頭で改善部分を指示し、別紙４の改善事項通知書を送付し改善を求めるとともに、別紙５の業務改善報告書の提出を求めなければならない。

２ 乙は、前項の改善事項通知書を受け取ったときは、当該通知書に記載された内容の確認及び業務の補正や手直し等を行わなければならない。

３ 乙は、業務改善報告書を改善事項通知書で指定された期日までに甲に提出しなければならない。

４ 甲は前項の業務改善報告書の提出を受けたときは、速やかに確認の上、別紙６の業務改善モニタリング結果通知書を乙に送付しなければならない。

（履行遅延に係る違約金）

第 30 条 乙は、正当な理由なく業務の履行に遅延があったときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 109 条の規程に定める割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第 31 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により個人情報漏えい等の事故が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、本契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 支払いの停止又は仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 任意整理に着手したとき。
- (7) 銀行及び手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (8) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(10) 収納事務委託契約又は支出事務委託契約が解除されたとき。

(11) その他前各号に準ずる場合であって、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

2 乙は、前項各号の事由のいずれかが生じたときは、当然に期限の利益を喪失し、甲に対してその時点における全債務を弁済するものとする。また、甲が直ちに本契約を解除しないとしても、書面によって解除権を放棄しない限り解除権は消滅しないものとする。

3 乙は、第1項の規定により本契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

ただし、当該解除の理由が、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

（損害賠償）

第32条 前条第1項の規定により契約を解除された場合において、これによって甲に生じた損害の額が、前条第3項の違約金の額を超えるときは、その超える額を甲の請求に基づき速やかに納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

2 乙は、業務の処理に当たり、本契約及び本契約に基づく甲の指示に違反して、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（危険負担等）

第33条 業務終了以前に生じた施設等の滅失、毀損、変質その他の危険は全て乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

2 乙は、前項の事実が生じたときは、遅滞なくその状況を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約終了後の措置）

第34条 乙は、本契約が終了した場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）は、本契約に関し、提供を受けた施設、機械器具、資料等を遅滞なく、甲に返還しなければならない。なお、提供されたものに、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償するとともに、施設については乙の負担において原状に回復させなければならない。

（契約終了時の引継ぎの実施）

第 35 条 乙は、本契約の終了に先立ち、甲又は甲の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を、本契約期間中に設け、円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。

2 業務の引継ぎに際し、甲及び甲の指定する者からの資料等の請求については、乙の不利益になると甲が認めた場合を除き、乙は、これに全て応じるものとする。

3 甲が引継ぎ未了と認めた場合は、委託期間終了後であっても乙は無償で業務の引継ぎを行うものとする。

4 甲は、乙が前項の規定に違反し、損害が生じた場合は、乙に対しその損害額の賠償を求めることができる。

（履行不能の場合の措置）

第 36 条 乙は、天変地異その他乙の責めに帰することができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての契約金の支払義務を免れるものとする。

（業務により発生する収入の帰属）

第 37 条 業務により発生する収入の帰属の区分については、別紙 7「収入の帰属区分」のとおりとする。

（費用負担）

第 38 条 甲と乙の費用負担の区分は、別紙 8「費用の負担区分」のとおりとする。

（成果物の著作権の取扱い）

第 39 条 業務における成果物（マニュアル、各種計画等の著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、仕様書に定める納入の時及び契約期間満了の時をもって乙から甲に移転及び帰属するものとする。

2 甲は、乙に了解を得ることなく、成果物を複製・翻案し、公益上の目的に限り、これを第三者に利用させることができる。

（成果物の譲渡禁止）

第 40 条 乙は、成果物を複製し、これを第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

（著作者人格権）

第 41 条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、業務の成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しない。

2 前項の規定は、乙の従業員、第 17 条第 1 項ただし書の規定により業務が再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用される。

3 前 2 項の規定については、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第 42 条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、本契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において

同じ。)から不当な要求を受けたときは、これを拒否し、又は再委託契約等の相手方にこれを拒否させるとともに、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（事業者調査への協力）

第 43 条 甲が、本契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（諸経費）

第 44 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（公租公課の負担）

第 45 条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、全て乙が負担する。

（財産の管理）

第 46 条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 この委託業務を実施するに当たって取得財産の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

4 乙は、第 1 項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

（定めのない事項）

第 47 条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉 城 康 裕

乙

別紙 支払内訳書（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和8年度

対 象 月	令和9年2月	令和9年3月	令和8年度計
金額(円)			0

令和9年度

対 象 月	令和9年4月	令和9年5月	令和9年6月	令和9年7月	令和9年8月	令和9年9月	
金額(円)							
対 象 月	令和9年10月	令和9年11月	令和9年12月	令和10年1月	令和10年2月	令和10年3月	令和9年度計
金額(円)							0

令和10年度

対 象 月	令和10年4月	令和10年5月	令和10年6月	令和10年7月	令和10年8月	令和10年9月	
金額(円)							
対 象 月	令和10年10月	令和10年11月	令和10年12月	令和11年1月	令和11年2月	令和11年3月	令和10年度計
金額(円)							0

令和11年度

対 象 月	令和11年4月	令和11年5月	令和11年6月	令和11年7月	令和11年8月	令和11年9月	
金額(円)							
対 象 月	令和11年10月	令和11年11月	令和11年12月	令和12年1月	令和11年度計		
金額(円)					0		

契約期間合計額(円)	0
------------	---

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、甲の指定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。

2 乙は、甲の指定した作業場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知）

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、

甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報記録が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報記録が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第 15 乙は、個人番号を含む個人情報の取扱いに際しては、第 1 から第 15 までの規定に掲げるもののほか、別記「特定個人情報の取扱い」に定める事項を遵守しなければならない。

(指示及び報告)

第 16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその

損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 19 乙は、第 1 から第 19 までの規定に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

特定個人情報の取扱い

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務の処理に当たっては、個人番号をその内容に含む個人情報（以下、「特定個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、不正な利用及び提供並びに漏えい等が発生しないよう適正に取り扱わなければならない。

（閲覧等の制限）

第2 乙は、この契約による業務の処理に当たり特定個人情報を閲覧又は使用する場合は、必要最小限度で従業者に対し閲覧又は使用を認めるものとし、閲覧又は使用する従業者名簿を作成し、名簿を保管しなければならない。

（閲覧等の記録）

第3 乙は、特定個人情報の閲覧又は使用の履歴を記録し、保管しなければならない。

（提供の記録）

第4 乙は、特定個人情報の収受又は提供を記録し、その記録を保管しなければならない。

（資料等の提出）

第5 乙は、甲から指示がある場合は、甲に対して第2から第4にて作成した資料を提出しなければならない。

（資料等の保管）

第6 乙は、第2から第4にて作成した資料を7年間保管しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（その他）

第7 乙は、第1から第6までの規定に掲げるもののほか、特定個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(別記様式)

誓 約 書

私は、業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報等に関し、地方税法第 22 条(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)の趣旨及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)第 66 条(安全管理措置)、第 67 条(従事者の義務)、第 176 条及び 180 条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報等について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

1 業務名称

2 説明した者 ○○○(乙の名称)

○○○(総括責任者の役職名)○○(氏名)

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

情報セキュリティ特記仕様書

乙は、本件委託業務の実施に当たって、地方税法、個人情報の保護に関する法律、「沖縄県情報セキュリティ基本方針」、「沖縄県情報セキュリティ対策基準」等の関係法令・規定及び本契約書並びに別紙 2「個人情報取扱特記事項（以下「個人情報取扱特記事項」という。））」の遵守に加え、情報セキュリティ対策のため、以下の各事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第 1 乙は、本件委託業務の履行に当たって、本件契約書第 21 条により秘密保持義務を負う情報（以下「情報」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 2 乙は、本件委託業務の履行に当たり情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により報告しなければならない。

ただし、本契約書第 12 条に基づき、甲に対して、通知又は報告した者を除く。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 作業責任者は、本件契約書、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ特記仕様書（「特記仕様書等」と総称する。）に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第 3 乙は、情報を取り扱う場所（以下、「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（情報の管理）

第 4 乙は、本件委託業務の履行に当たって利用する情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ本件委託業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 情報を管理するための台帳を整備し、情報の利用者、保管場所その他の情報の取扱の状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「情報漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報を扱う作業をさせないこと。
- (10) 情報を利用する作業を行うパソコンに、本件委託業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（各種情報システムの利用・管理）

第5 甲は、本件委託業務履行のために乙に使用させる甲所有のシステム、当該システムへのアクセス権限・方法等について別途定め、当該事項を乙に通知するものとする。

また、乙は、本件委託業務の履行のために使用する甲所有のシステムの利用について、次の各号を遵守しなければならない。

なお、乙が調達するシステムの導入及び運用についても本条に準じて管理するものとする。

- (1) 本件委託業務を履行するために必要な者を特定し、必要な情報の利用については、最低限の利用権限を設定すること。
- (2) 本件委託業務の履行に当たって使用する甲所有のシステムに係るID・パスワード、認証カード等について、適切に管理し、使用する必要がなくなった時点で速やかに甲へ返却を行うこと。
- (3) 各従事者に対し、以下の点を遵守させること。
 - ア 本件委託業務の履行に当たり、各自に割り当てられたアクセス権限を遵守し、他者のアクセス権限を利用しないこと。
 - イ 無断で設計書、マニュアル等の作成・修正をしないこと。
 - ウ 無許可で設計書、マニュアル等を持ち出さないこと。
 - エ ア～ウに規定する義務に反する事態が発生した場合及び発生することが予見される場合には、乙に対して報告をさせること。
- (4) 本件業務委託に際して、乙の支配下にある機器を利用する場合は、以下の事項を遵

守すること。

ア 本件委託業務に関与していない者が、設計書、マニュアル等にアクセスできないよう措置を講じること。

イ 乙は、利用するシステムの操作ログ（アクセスログ）を3年間保存しなければならない。また、甲が当該操作ログの提出を求めた場合、乙は当該ログの提供を行うものとする。

また、定期的に閲覧・更新されたデータ内容と本件委託業務内容が一致しているか等の確認・点検を行い、情報の目的外利用の未然防止を徹底すること。

ウ 本件委託業務終了時に、甲から入手した資料、業務過程の作成資料等、本件委託業務により知り得た情報全てを廃棄すること。

とりわけ情報システム機器等に保存された全てのデータ（記憶媒体）について、当該データを完全に消去した上で、分解、粉碎、溶解、焼却、裁断などによって物理的に破壊し、確実に復元が不可能な状態にすること。

エ 乙が記憶媒体の物理的破壊を行う際には、甲の職員が、実施から完了まで立ち会いによる確認を行うものとし、破壊措置から1週間以内に当該破壊措置の証拠写真を添付した完了証明書を甲へ提出すること。

オ 上記ウ及びエに係る費用も、本件契約に含むものとする。

(5) 上記第(1)～(4)の項目に反する事態（以下「事故」という。）の発生時の対応として、以下の点を遵守すること。

ア 事故が発生した場合の対処方法を事前に定め、甲の承認を得ること。

イ 事故が発生した場合は、直ちに影響の範囲の拡大防止の対策を取るとともに、甲へ報告すること。

ウ 事故の具体的内容、原因、実施した対処処置等を記載した報告書を甲へ提出すること。

エ 再発防止策を立案・実施し、甲の承認を得ること。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本契約書第19条第1項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、再受託者における情報セキュリティ対策の実施体制及び実施状況について事前に自ら審査を行い、その結果を記載した書面（再受託者のセキュリティ体制報告書等）を甲に提出し、その承認を得なければならない。

再受託者を変更又は追加しようとするときも、同様とする。

2 甲は前項の規定による申請があったときは、再受託者の情報セキュリティ対策が本契約及び本特記仕様書等に定める基準と同等以上の水準にあるかを確認し、適当と認める場合に限り、再委託を承諾するものとする。

自己点検シート

受託者点検日 令和 年 月 日

受託者点検者 責任者 ○○ ○○ 印

モニタリング実施日 令和 年 月 日

モニタリング実施者 (職名) ○○ ○○ 印

評価項目	点検項目	自己点検		評価	
		適正	要改善	適正	要改善
1 適正な人員体制	事業実施に必要な人員・体制が確保されているか。				
2 責任体制の確立	従事者への管理監督体制・責任体制が確保されているか				
3 人材育成	受託者において独立して業務が行われているか				
4 安全管理体制	事故の未然防止の取組みが行われているか				
	事故発生時の対応マニュアル・緊急連絡体制が整備されているか				
5 税務情報保護	事故の未然防止の取組みが行われているか				
	事故発生時の対応マニュアル・緊急連絡体制が整備されているか				
6 県民サービス	親切かつ迅速な応対が行われているか				
	公平なサービス提供及び対応が行われているか				
	身だしなみや言葉遣いが適切か				
7 業務の実施状況	各業務が遅滞なく適切に行われているか				
	来庁者の利便性向上に向けた取り組みが行われているか				
	来庁者のクレームや要望に対する対処は適切に行われているか				
8 創意工夫	業務に関する受託者による創意工夫が行われているか				

※ 自己点検、評価は点検日、実施日現在の状況として適正、要改善の欄に ○ を付けること。

別紙4

総 税 第 ○ ○ ○ 号
令和 年 月 日

○○○○○○○○社
代表者 ○○ ○○ 様

沖縄県知事 印

改 善 事 項 通 知 書

令和○○年○○月○○日付けで貴社と契約した「沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング」について令和○○年○○月○○日に定期モニタリングを実施した結果、下記の事項について改善を要すると認められました。

については、令和○○年○○月○○日までに業務改善報告書を作成し、提出してください。

記

1 改善を要する事項

2 具体的な内容

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 沖縄県知事

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇社
代表者 〇〇 〇〇 〇印

業 務 改 善 報 告 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約した「沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング」について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け総税第〇〇〇〇〇〇〇号において改善を要するとされた事項について下記のとおり改善しましたので報告します。

記

1 改善した事項

2 改善した事項の具体的な内容

別紙6

(改善済み)

総 税 第 〇〇〇 号
令 和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇社
代表者 〇〇 〇〇 様

沖縄県知事 印

業務改善モニタリング結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と契約した「沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング」について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け業務改善報告書に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで、業務改善モニタリングを実施した結果、適正に改善がされたことを確認しましたので通知します。

(未改善)

総 税 第 〇 〇 〇 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇社
代表者 〇〇 〇〇 様

沖縄県知事 印

業務改善モニタリング結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と契約した「沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング」について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け業務改善報告書に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで、業務改善モニタリングを実施した結果、下記の事項について未だ業務改善がなされていません。

については、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに業務改善報告書を作成し、提出してください。

記

1 改善を要する事項

2 具体的な内容

収入の帰属区分

	費用	帰属区分		
		県	受託者	協議
1	納税証明書発行手数料	○		
2	収納した県税、延滞金、加算金	○		
3	その他収入			○

費用の負担区分

	費 用	負担区分	
		県	受託者
1	県税事務所内執務スペース等の使用料	○	
2	光熱水費	○	
3	税務システム端末機、プリンタ使用料	○	
4	電話機（事務所内での内線連絡用のみ）	○	
5	SMSシステムに関する費用 （導入費、運用管理費、機器調達費、撤去費用も含む。）		○
6	コールセンター用の電話機およびヘッドセット等		○
7	コールセンター用の電話代（外線）	○	
8	ショートメッセージサービス送信料 （年間10,000件まで）		○
9	帳票類、コピー用紙	○	
10	書類保管用ロッカー、キャビネット	○	
11	事務机・椅子	○	
12	長机	○	
13	受託従業者用ロッカー	○	
14	文書収受印（委託用）	○	
15	金庫、手提げ金庫		○
16	従事者の服装、名札等に係る費用		○
17	現金カウンター又はレジスター等		○
18	収納済印、支出済印（ともに受託者名義）、担当者確認印		○
19	軍出張徴収業務における交通費や諸経費		○
20	その他委託業務を遂行するために必要なもの		○

（注）現金取扱いにおける釣り銭は、受託者側において用意すること。

沖縄県県税収納事務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、沖縄県の県税（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。以下「県税」という。）に係る収納事務について、次のとおり委託契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、県税に係る収納事務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（遵守事項）

第2条 乙は、県税に係る収納事務の実施に当たっては、関係法令、条例、規則その他の規定の定めるところに従うほか、甲の指示に従って誠実にこれを行い、その目的に反する行為をしてはならない。

（受託事務の範囲）

第3条 甲が乙に委託する事務（以下「受託事務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 県税に係る徴収金（現金及び現金に代えて納付される証券。以下「徴収金」という。）の収納に関する事務
- (2) その他これらに付随する事務

（受託事務の実施方法）

第4条 乙は、前条に定める受託事務については、本契約書及び令和〇年〇月〇日に甲及び乙間で締結した「沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング委託契約書」（以下「原契約書」という。）に基づき実施するものとする。

（履行場所）

第5条 乙が受託事務を行う履行場所は、以下のとおりとする。

名 称	所 在 地
沖縄県那覇県税事務所	那覇市旭町166番地37（沖縄県南部合同庁舎2・3階）
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号
沖縄県自動車税事務所	浦添市字港川500番地10

（契約期間）

第6条 契約期間は、令和9年2月1日から令和12年1月31日までとする。
2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

（委託料）

第7条 受託事務に必要な経費は、原契約書第3条に定める委託料に含む。

（徴収金の収納）

第8条 乙は、納税通知書その他の県税の納付又は納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「納付書等」という。）に基づき徴収金の収納を行うものとする。

- 2 乙は、徴収金を収納したときは、納付書等の各片に乙の領収印を押印し、納付又は納入した者（以下「納税者」という。）に領収書を交付しなければならない。

（徴収金の取扱い）

第9条 乙は、徴収金を他の資金と区別の上、善良管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、収納した徴収金の取扱いに当たっては、第10条の徴収金の払込みが完了するまで十分なる注意を払い、自らの責任において厳重に保管しなければならない。
- 3 乙は、収納した徴収金の盗難又は紛失があった場合は、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、自己の責に帰すべき理由により、徴収金の盗難または紛失があった場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が管理する徴収金により生じた預金利子は、甲に帰属するものとする。乙は、当該利子について甲の指示に従い、適切に納付するものとする。

（徴収金の払込み）

第10条 乙は、収納した徴収金を収納した当日に県税収納金払込書（沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）様式第28号の2）により、速やかに沖縄県指定金融機関又は沖縄県指定代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。

ただし、指定金融機関等の取扱時間後に係るものについては、収納した日の翌開庁日までに払い込むものとする。

- 2 前項ただし書によりやむを得ず手元に徴収金を保管することとなった場合は、その保管方法について十分に検討し、実情に即した適切な方法により最も安全な方法で保管しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別な理由で甲の承認を得たものについては、甲が指定した日にまでに払い込むことができる。

（徴収金の出納整理）

第11条 乙は、収納及び前条の規定により払込みを行った徴収金について、別紙出納整理簿を備えなければならない。

- 2 乙は、徴収金の収納及び前条の規定による払込みについて、前項の出納整理簿へ記帳し、払込みに係る領収証及び受託事務に係る関係書類等とともに、月別に整理しなければならない。
- 3 乙は、前項の出納整理簿及び受託事務に係る書類等を乙に提出するまでの間、当該書類等を施錠できる書庫等で適切に保管し、契約期間満了後は、速やかに甲へ引き継がなければならない。

（徴収金に係る報告）

第12条 乙は、当月分の徴収金の収納及び払込みの実績について、前2条の出納整理簿により翌月第5開庁日までに、関係書類を添付の上、甲へ報告しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、本契約の履行により知り得た甲の情報及び納税者・職員等の個人情報等を他に漏らし、又は本契約の履行以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、従事者に前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 乙の秘密保持義務は、本契約が終了し、又は解除された後においても継続する。

4 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、原契約書別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資料等の廃棄)

第14条 乙は、収納事務の履行に当たって発生した一切の資料（保存期間の終了した領収済通知書、原符等を含む）を廃棄する場合には、焼却、溶解、又は裁断等の確実な方法により、読み取り不可能な状態にしなければならない。

(調査等)

第15条 甲は、受託事務に関し調査の必要があるときは、随時、乙に対し報告を求め、関係書類の閲覧、検査等を行うことができる。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、受託事務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときはこの限りではない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により個人情報漏えい等の事故が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、本契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 支払の停止又は仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 任意整理に着手したとき。
- (7) 銀行及び手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (8) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(10) 原契約が解除されたとき。

(11) その他前各号に準ずる場合であつて、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第 18 条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、本契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、これを拒否し、又は再委託契約等の相手方にこれを拒否させるとともに、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第 19 条 乙は、受託事務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

第 20 条 本契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（定めのない事項）

第 21 条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉 城 康 裕

乙

年度

別紙

自至

年
年

月
月

日	日
---	---

取 扱 者
歳入事務所名

印

事務所

[illegible]

軍証紙月割還付金支出事務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和 47 年条例第 89 号）第 5 条に規定する自動車税還付請求に基づく還付金（以下「軍証紙月割還付金」という。）に係る支出事務について、次のとおり委託契約を締結する。

（趣旨）

第 1 条 甲は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、軍証紙月割還付金に係る支出事務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（遵守事項）

第 2 条 乙は、軍証紙月割還付金に係る支出事務の実施に当たっては、関係法令、条例、規則その他の規定の定めるところに従うほか、甲の指示に従って誠実にこれを行い、その目的に反する行為をしてはならない。

（受託事務の範囲）

第 3 条 甲が乙に委託する事務（以下「受託事務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

(1) 軍証紙月割還付金の支出に関する事務

ア 沖縄県課税分に係る歳入還付金（当該還付金に係る還付加算金含む。）

イ 他県課税分に係る歳出還付金（当該還付金に係る還付加算金含む。）

(2) その他これらに付随する事務

（受託事務の実施方法）

第 4 条 乙は、前条に定める受託事務については、本契約書及び令和〇年〇月〇日に甲及び乙間で締結した「沖縄県税ビジネス・プロセス・アウトソーシング委託契約（以下「現契約」という。）書」に基づき実施するものとする。

（履行場所）

第 5 条 乙が受託事務を行う履行場所は、以下のとおりとする。

名 称	所 在 地
沖縄県自動車税事務所	浦添市字港川500番地10

（契約期間）

第 6 条 契約期間は、令和 9 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

（委託料）

第 7 条 受託事務に必要な経費は、原契約書第 5 条に定める委託料に含む。

（委託支払資金の交付）

第 8 条 甲及び乙は、あらかじめ受託事務に必要な資金（以下「委託支払資金」という。）の支払計画について協議の上、これを決定する。

2 甲は、前項の支払計画の決定後、乙に対し、当該支払計画に基づき、別紙 1 委託支払資金内訳書を添付の上、必要な資金を乙の開設した別紙 2 委託支払資金専用の預金口座

(以下「専用口座」という。)に交付するものとする。

(委託支払資金の保管)

第9条 乙は、前条第2項の規定に基づき甲から交付を受けた委託支払資金を軍証紙月割還付金債権者へ支払うまでの間、専用口座で管理保管するものとする。専用口座で発生した預金利子は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、委託支払資金を他の資金と区別して管理しなければならない。

3 乙は、委託支払資金の管理保管に当たっては、歳入予算・歳出予算ごと、会計年度ごとに区分を明確にしなければならない。

4 乙は、委託支払資金を受託事務の支払以外の目的に使用してはならない。

(軍証紙月割還付の支出決定)

第10条 甲は、軍証紙月割還付金請求に係る審査業務終了後、軍証紙月割還付金債権者に対する還付金の支出額を決定の上、乙へ過誤納金還付支払委託書（以下「支払委託書」という。）を交付する。

(軍証紙月割還付金の支払)

第11条 乙は、前項の支払委託書を受領したときは、支払委託書に基づき、速やかに債権者に対し、委託支払資金から軍証紙月割還付金を支払うものとする。

(委託支払資金の出納整理)

第12条 乙は、委託支払資金に係る別紙3出納整理簿を備えなければならない。

2 乙は、委託支払資金の出納の都度、前項の出納整理簿へ記帳し、受託事務に係る証拠書類等とともに整理しなければならない。

3 乙は、前2項の受託事務に係る書類等を甲に提出するまでの間、当該書類等を施錠できる書庫等で適切に保管し、契約期間満了後は、速やかに甲へ引き継がなければならない。

(軍証紙月割還付金の支払実績及び専用口座残高の報告)

第13条 乙は、第11条に基づき軍証紙月割還付金の支払を行った月の翌月10日（毎年3月及び契約満了月は翌月7日）までに、支払を行った月の支払実績を別紙4支払報告書により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の支払報告と併せて、該当月の末日時点の専用口座の残高について、別紙5口座残高報告書に専用口座の預金取引明細（任意様式）を添えて報告しなければならない。

(委託支払資金の清算)

第14条 乙は、毎年3月末日又は契約満了日時点の委託支払資金について、翌月7日以内に、別紙6委託支払資金清算書に第12条の出納整理簿及び関係書類を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の書類の提出を受けたときは、その内容の審査を行う。

3 乙は、毎年3月末日又は契約満了日時点において、交付を受けた委託支払資金に残金があるときは、甲の指示に基づきこれを返納しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、本契約の履行により知り得た甲の情報及び納税者・職員等の個人情報等を他に漏らし、又は本契約の履行以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、従事者に前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 乙の秘密保持義務は、本契約が終了し、又は解除された後においても継続する。

4 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、原契約書別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、受託事務に関し調査の必要があるときは、随時、乙に対し報告を求め、関係書類の閲覧、検査等を行うことができる。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、受託事務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときはこの限りではない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により個人情報漏えい等の事故が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、本契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 支払の停止又は仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 任意整理に着手したとき。
- (7) 銀行及び手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (8) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(10) 原契約が解除されたとき。

(11) その他前各号に準ずる場合であって、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第 19 条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、本契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、これを拒否し、又は再委託契約等の相手方にこれを拒否させるとともに、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第 20 条 乙は、受託事務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

第 21 条 本契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（定めのない事項）

第 22 条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉 城 康 裕

乙

委託支払資金内訳書

委託支払資金

ただし、〇〇に係る委託支払資金

住所氏名	住	先	払	支
------	---	---	---	---

[illegible]

備考1 節ごとに小計をいれること。

軍証紙月割還付金支出事務委託に係る委託支払資金専用口座

1 沖縄県課税分に係る歳入還付金専用口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人 フリガナ 漢字	

2 他県課税分に係る歳出還付金専用口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人 フリガナ 漢字	

支 払 報 告 書

沖縄県自動車税事務所長 殿

令和 年 月 日

(受託者)

令和○年○月分の軍証紙月割還付金の支払実績を下記のとおり報告します。

記

1 沖縄県課税分に係る歳入還付金の支払実績について

- (1) 支払件数 件
- (2) 支払金額 円

2 他県課税分に係る歳出還付金の支払実績について

- (1) 支払件数 県
- (2) 支払金額 円

口座残高報告書

沖縄県自動車税事務所長 殿

令和 年 月 日

(受託者)

令和〇年〇月〇日現在の専用口座の残高について下記のとおり報告します。（詳細は、別紙「預金取引明細」参照。）

記

1 沖縄県課税分に係る歳入還付金専用口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座残高	円

2 他県課税分に係る歳出還付金専用口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座残高	円

(任意様式例)

預金取引明細

[illegible]

委 託 支 払 資 金 清 算 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
資 金 受 領 額										
支 払 済 額										
返 済 額										

ただし、〇〇に係る委託支払資金清算

清 算 内 訳			
節（細節）	受 領 額	支 払 済 額	返 済 額

別紙出納整理簿及び証拠書類を添えて上記のとおり清算します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

沖縄県知事 殿